広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年七月七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

# 広島県規則第四十九号

# 広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第一条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう)の一部を次のように改正する。 に改正する。

	アヌは廃止の届出の受付の搬出の完まであります。	四 第十一条第一項の規定による届出者へ四 第十一条第一項の規定による発注者への通知とは第九条第二項において準用する場合を含む。) 計画の変更の届出の受付(第八条第二項計画の変更の届出の受付(第八条第二項	理十国の届出の受付 第一項の規定による処 第一項又は第九条第一項の規定による処 第十三条 (略) 二十二 (略) (農林水産事務所長への委任)	改正後
- の の た1行 に1域1行 長 付し	は 第十六条第七号の規定による主出の受知 第十六条の規定による土砂の搬出の完計可(土砂埋立区域の面積が五ヘクター) が一次に係る第二十一条の規定による土砂埋立行為の対定 (大き) が一次表面であるものに限る。) 及び当該許可に係る第二十一条の規定による土砂の搬出の完設定 (おき) が 第十六条第七号の規定による土砂の搬出の完 (大き) が 第十六条第七号の規定による土砂の搬出の完 (大き) が 第十六条第七号の規定による土砂の搬出の完 (大き) が が にいる (大き) が に	(国) 第十四条第一項の規定による届出者へ四) 第十四条第一項の規定による発注者への通知項又は第十二条第二項において準用する場合を含む。) 計画の変更の届出の受付(第十一条第二計画の変更の届出の受付(第十一条第二計画の変更の届出の受付(第十一条第二十二条第二項の規定による	る心里十回り届出り受付 条第一項又は第十二条第一項の規定によ 一一三十一 (略) 三十二 (略) 一十三十一 (略) (農林水産事務所長への委任)	改正前

(七)(六) 第十四条第一項の規定による立入検査第十三条の規定による報告の徴収

三十三一七十 略)

> 曲 を含む。 命令(第二十 0 承継の届出の受付(知事が許可したもの第二十九条第二項の規定による地位の 第二十九条第二項の廃止の届出の受付の廃止の届出の受付の 第二十 確認及び同 |十七条第二項の規定による完了時間の完了の届出の受付| 八条において準用 規定による土砂 項の規定による措 (知事が許可したもによる土砂埋立行為

する場合

(七) 第三十条第一項の規定による土砂埋立  $\dot{O}$ (知事が許可 したも

係るものを除く

- (室) 査
- 三―七十 (略)等に対する指導又は助言 第四十一条の規定による土地の所有者

三十三十

を定める規則の一部改正) (広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲

第二条 に改正する。 範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号) 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の の一部を次のように改正する。

県土砂の島 二条の表	(略) (略) (略) (略)	事務の	改正後
「   (4) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(略)	事	改正前

(略)	もで別ある施る理の島正に十条年(す部条に適県す畑三の二例の
(略)	広島県地方機関の長に対する事 (京高県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則第十五条第二十一号の視定によりなおが一次の事業の実施に係るものである。) に基づく事務のうち、旧規則第十五条第二十一号の規定によりなおが公益事業のであるものを強に行為が公益事業に準立とされる同規則をして「旧規則」として、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
	め規つ事にち事行条に適
略	め 規 つ 事 に ち 事 行 条 に 適 る 則 て 務 基 、 務 に 例 関 正 も で 別 で づ 規 の 係 の す 処 の 定 に あ く 則 う る 施 る 理
(略)	

(広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則(平成十六年広島県規則第五十六号

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう)の一部を次のように改正する。 に改正する。

第四条(条例第五条第一項及び第八条第一項の(土砂の搬出の届出)	改 正 後
第四条 条例第八条第一項及び第十一条第一項 (土砂の搬出の届出)	改 正 前

砂処理計画届出書により行うものとする。規定による届出は、別記様式第一号による土

第五条 る土砂の搬出は、次に別五条 条例第五条第一 (届出を要しない土砂の搬出) 次に掲げるものとする。第一項第五号の規則で定め

第六条 る事項は、 一―五 (略)の事項は、次に掲げるものとする。外条 条例第五条第二項第十号の規則で定め(処理計画に記載する事項)

及び図面は、次に掲げるものとする。第七条 条例第五条第三項の規則で定める書類(土砂の搬出の届出の添付書類及び図面)

<u>+</u> 略)

第八条 時たい積土砂処理計画届出書により行うもの規定による届出は、別記様式第二号による一八条 条例第六条第一項及び第九条第一項の(一時たい積した土砂の搬出の届出) とする。

第九条 る土砂の搬出は、次に掲げるものとする。 九条 条例第六条第一項第五号の規則で定め (届出を要しない \_ 時たい 積した土砂の搬出

<u>|</u>

第十条条例第六条第二項第五号の規則で定め する事項)(一時たい積行為に係る土砂搬出計画に記載

る事項は、 次に掲げるものとする。

主

第十一条 類及び図面は、次に掲げるものとする。十一条 条例第六条第三項の規則で定める書付書類及び図面) 略)

圭

様式第三号による処理計画変更届出書によりる場合を含む。)の規定による届出は、別記八条第二項及び第九条第二項において準用す八十二条 条例第七条第一項(同条第二項、第(変更の届出等) 行うものとする。

る場合は、五百立方メートル)以内の増加の数量の二十パーセント (二十パーセントの数量の二十パーセント (二十パーセントー 条例第五条第二項第五号に規定する土砂軽微な変更は、次に掲げるものとする。2 条例第七条第一項ただし書の規則で定める2 条例第七条第一項ただし書の規則で定める 2 又は減少る場合は、

土砂処理計画届出書により行うものとする。の規定による届出は、別記様式第一号による

(届出を要しない土砂の搬出)

第五条 る土砂の搬出は、次にの五条 条例第八条第一 次に掲げるものとする。第一項第五号の規則で定め

る事項は、次に掲げるものとする。第六条 条例第八条第二項第十号の規則で定め(処理計画に記載する事項) 圡 略)

及び図面は、次に掲げるものとする。第七条 条例第八条第三項の規則で定める書類(土砂の搬出の届出の添付書類及び図面)

 $\pm$ (略)

第八条 一時たい積土砂処理計画届出書により行うもの規定による届出は、別記様式第二号による八条 条例第九条第一項及び第十二条第一項(一時たい積した土砂の搬出の届出) のとする。

(届出を要しない \_ 時たい 積した土砂の搬出

第九条 一一三 (略) る土砂の搬出は、次に界九条 条例第九条第一 次に掲げるものとする。第一項第五号の規則で定め

第十条 る事項は、 条例第九条第二項第五号の規則で定め 次に掲げるものとする。

圡 略)

第十一条 類及び図面は、次に掲げるものとする。十一条 条例第九条第三項の規則で定める書付書類及び図面)

<u>|</u>

第十二条 別記様式第三号による処理計画変更届出書に用する場合を含む。)の規定による届出は、十一条第二項及び第十二条第二項において準十二条 条例第十条第一項(同条第二項、第(変更の届出等) より行うものとする。

る場合は、五百立方メートル)以内の増加の数量の二十パーセント (二十パーセントの数量の二十パーセント (二十パーセントを搬な変更は、次に掲げるものとする。軽微な変更は、次に掲げるものとする。2 条例第十条第一項ただし書の規則で定める2 条例第十条第一項ただし書の規則で定める 2 又は減少る場合は、

二 条例第五条第二項第七号に規定する土砂の数量の合計の二十パーセント(二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル)以内の増加若しくは減少又は条例第六条第二項第三号に規定する土砂の数量の合計の二十パーセント(二十パーセントに相当する数量が五百立方メートル)以内の増加若しくは減少又は条例第六条第二項配定する土砂の数量の合計の減少。 三 条例第五条第二項第七号に規定する批出する期間の三月以内の延長

五.

事項は、次に掲げるものとする。第十三条 条例第十一条第二項の規則で定める(土砂の搬出に係る公表)

略)

2 適当と認める方法によるものとする。るほか、日刊新聞紙への掲載その他の知事が広島県報(以下「県報」という。)に登載す広島県報(以下「県報」という。)に登載する。

届出書により行うものとする。別記様式第四号による土砂搬出完了(廃止)第十四条 条例第十二条の規定による届出は、(完了等の届出)

 $\equiv$ 四・五 (略)する期間の三月以内のする期間の三月以内の 〈内の延長 「項第八号」に規定する搬出

事項は、次に掲げるものとする。 第十三条 条例第十四条第二項の規則で定める(土砂の搬出に係る公表)

(略)

2 適当と認める方法によるものとする。
るほか、日刊新聞紙への掲載その他の知事が広島県報(以下「県報」という。)に登載す
上の場が、日刊新聞紙への掲載その他の知事が
の場が、日刊新聞紙ではよる公表は、

届出書により行うものとする。
別記様式第四号による土砂搬出完了(廃止)第十四条 条例第十五条の規定による届出は、(完了等の届出)

砂防法(明治三十年法律第二十九号)

五号)による土地改良事業又はこれと一体三 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十二 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業の用に供する施設に関する事業 砂防のための施設に関する事業

事業の用に供するものに限る。) に関する事業の用に供するものに限る。) に関する道(同法に規定する一般貨物自動車運送事道(同法に規定する一般旅客自動車運送事道(同法に規定する一般旅客自動車運送事」による一般自動車道又は専用自動車」的に行われる農村生活環境整備事業的に行われる農村生活環境整備事業 事業

Ŧī. 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九

うものに限る。) 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による保安施設事業 (道路管理者が行

七 理者が行うものに限る。)
号)による都市公園に関する事業(公園管 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九

- 者が行うものに限る。 よる海岸保全施設に関する事業(海岸管理海岸法(昭和三十一年法律第百一号)に
- )による水道事業又は同法による水道用水村が行うものに限る。) が行うものに限る。) が行うものに限る。) による公園事業(国又は地方公共団体房)による公園事業(国又は地方公共団体房)による公園事業(国 号) 自然公園法 による公園事業又は広島県立自然 (昭和三十二年法律第百六十 業(国又は地方公共団体四年広島県条例第四十一
- 業 供給事業の用に供する水道施設に関する事
- る事業(主務大臣又は知事が行うものに限第三十号)による地すべり防止施設に関す第三十号)による地すべり防止施設に関す
- 十二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九十二 下水道法(昭和三十三年法律第八十四号)による公共下水道で理者又は都市下水路で理者が行うものに限る。)十三 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による工業用水道施設に関する事業(高事業)
- (国又は地方公共団体が行うものに限る。 (国又は地方公共団体が行うものに限る。) (国又は地方公共団体が行うものに限る。) (国又は地方公共団体が行うものに限る。) (国又は地方公共団体が行うものに限る。) (国又は地方公共団体が行うものに限る。) (国又は地方公共団体が行うものに限る。) (国又は地方公共団体が行うものに限る。) (国又は地方公共団体が行うものに限る。)

- 十七 石油パイプライン事業法(昭和四十七 年法律第百五号)による石油パイプライン 事業の用に供する施設に関する事業 十九 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二一号)による鉄道事業又は同法による索道 事業で、一般の需要に応じるものの用に供する施設に関する事業 付る施設に関する事業 一十九 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備 支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業 一十 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は 村る施設に関する事業 一十 前各号に掲げる事業に弾じるものと して知事の確認を受けた事業

(法令等の許可等)

- 第十六条 一鉱業法(召印法令等の許可等は、 おいて準用する場合を含む。 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十 第六十三条第二項(同 条例第十六条第八号の規則で定める に掲げるものとする。 法第八十 規定によ 七条に
- 三森林法第十条の二第一項又は第三号)第三十三条の規定による認可二、採石法(昭和二十五年法律第二百二、「東石法(昭和二十五年法律第二百一、「東石法(昭和二十五年法律第二百一、「東石法(昭和二十五年法律第二百 百九十
- 場合を含む。)の規定による許二第二項(同法第四十四条におい 可 て準用する
- 都市公園法第五条第一項若しくは第六条又は同法第三十五条の規定による同意四条の規定による道路に関する工事の承認 道路法第三十二 一条第一項若しくは第九十 「よる許」
- 第一項(同法第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可又は同法第十条第二項の規定による許可又は同法第十条第二項の規定による協議の成立又は同法第十条第二項の規定による協議の成立又は同法第十条第二項の規定による協議の成立又は同法第十条第二項の規定による協議の成立又は同法第十十三条第三項の規定による協議の成立又は同法第十十三条第三項又は広島県立自然公園条例第八条第二項の規定による協議の成立又は同法第十条第三項とは、一個大学の規定による協議の成立又は同法第一項においてによる。
- 七

協議の成立 若しくは第四十三条第三項の規定による

十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の 条第一項又は第五条第一項の規定により許 地理施設整備緊急措置法の一部を改正する 地理施設整備緊急措置法の一部を改正する 法律(平成三年法律第九十五号)附則第四 を第一項若しくは第十五条第一項の規定 による許可(最終処分場に係る許可(廃棄 を変更が を する法律第七条第一十四一急修余サイニュ 可を受けたものとみなされる場合を含む。 限る。 又は廃棄物の 項の 規定による許 処理及び 清 可

2

第十七条 条例第十六条第九号の規則で定める第十七条 条例第十六条第九号の規則で定める上砂埋立行為として行う土砂埋立行為として行う土砂埋立行為に性質を改良した土砂のみによる土砂埋立行為「計可を要しない土砂埋立行為」

別記様式第七号による土砂埋立行為(一時た別記様式第十七条第二項の規定による申請は、可申請書により行うものとする。可申請書により行うものとする。「許可申請書」(許可申請書)

V, 積行為) 許可申請書により行うものとする。

〈 条例第十七条第一項の規則 (申請書の添付書類及び図面)

書類及び図面は、 九条 写し、別の場合は、申請者のもできる。すると図面は、次に掲げるものとする。でいるというでは、これの規則で定める。

の住民票の写しの住民票の写しの住民票の写しの住民票の写しの事者が法人の場合は、当該法人の定款の写し

総数の百分の 申請者が法人 五. 0 場合であ 0 を有 る株 行済

おの場合には、その法 を付行為及び登記事項証明書並びに条例第 を代理人の住民票の写し(法定代理人が法 定代理人の住民票の写し(法定代理人が法 定代理人の住民票の写し(法定代理人が法 Ŧī. 民票の写し)

六

七

九

十一 調整池を設置する場合には、調整池の ト造の擁壁を設置する場合は、応力計算及 び断面算定をした構造計算書並びに算定の 根拠を記載した書面 根拠を記載した書面 ました計算書並びに算定の根拠を記載した 書面 おした計算書がびに算定の根拠を記載した 書面

## 擁壁の構造の 排水施設の は 対構造図

<u>-</u> 士 土砂の崩落等の発生を防止する施設

造 土砂埋立区域の測量図

土砂 埋立区域の求積図 (面積計算図

その他知事が必要と認める書類及び 土砂埋立区域の流域現況図 土砂埋立区域の現況地番図

二十八

2 条例第十 前項第 七条第三 号から第 項の規則で定める書類及 七号ま 掲げ

三 土砂埋立行為に係る法令等の許可等の状二 土砂埋立区域の求積表 一位置図及び周辺の見取図

五

九八七六

ものとする。 項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる二十条 条例第十七条第一項第八号及び第二(許可申請書に記載する事項)

Ŧī.

る場合を含む。)の同意は、別記様式第八号条第四項及び第三十条第一項において準用す二十一条(条例第十八条第一項(条例第二十 |十一条||条例第十八条第| (土地所有者等の同意)|

| 2 | 保証は | 日本による土砂埋立区域内土地使用同意書により| 保るものとする。 | 保のとする。 | とする。 | 次項において同じ。 | に規定する土砂埋立行為の妨げとなる権利は、次に掲げるものとする。 | のとする。 | 少しまる。 | でとする。 | やしまる。 | でとする。 | できる。 | で 2

## 質権 永小作権

## 兀 条例第十二

3 得るものとする。
九号による土砂埋立区域内施工同意書により
九号による土砂埋立区域内施工同意書により

る者) (条例第十九条第一項第一号イの規則で定め

とができない者とする。 要な認知、 規則で定める者は、精神の機・十一条の二 条例第十九条第 土砂埋立行為を適正に行うに当たって必 判断及び意思疎通を適切に行うこ 能の 項第 障害によ 一号イ

第二十二条 

土砂埋立行為に係る契約を締結する権限をを行うことができる施設を有する場所で、主たる事務所又は従たる事務所と業務主たる事務所又は従たる事務所) 有する者を置くもの

(一般的基準)

# とが明らかであること。

# (構造上の基準)

- 第 四条 条例第 九条第一 別表第一から別表一項第五号の規則
- 2 前項の構造上の基準は、別表第一かで定める構造上の基準は、別表第一かで定める構造上の基準に用いる計算の 2 知事が

## 変更の許 口 申請等)

- すり見る。 十五条 で定める軽微な変更は、 条例第一 一十条第 次に 項 (掲げるものと)
- の変更 条例第十七条第一項第一号に掲げる事項
- たい積の構造を変更しないものに限る。)砂埋立行為の完了時の土砂の数量(土砂の 条例第十七条第一項第五号に規定する土
- 三 | 第二十条第三号及び第四号に掲げる事項|| 構造を変更しないものに限る。|| 大たい積時の土砂の数量(土砂のたい積の|| 条例第十七条第二項第二号に規定する最|
- 2 別記様式第十号による土砂埋立行為変更許可条例第二十条第三項の規定による申請は、五 その他知事が特に軽微と認める変更 五四
- 3
- とする。
  号に掲げるもののうち、当該変更に係るものび図面は、第十九条第一項各号又は第二項各び図面は、第十九条第一項各号又は第二項各の関第二十条第三項の規則で定める書類及申請書により行うものとする。
- 4

- 5
- 6 条例第二十条第五項の規定による届出が、第二十条第四号の法定代理人の住民票の写し(出書に変更後の法定代理人の住民票の写し(出書に変更後の法定代理人の住民票の写し(出書に変更後の法定代理人の住民票の写し( 6 役員の住民票の写し) を添付するも のとする

## 説明会

- による説
- 三 治会等が設置する掲示板等公衆の見やすい土砂埋立行為の概要を記載した文書の自
- めの適切な方法
  「その他土砂埋立行為の概要を周知するた場所への掲示又は回覧」

# る事項等

- |十七条 条例符 | 条例第二十三条第 項の が規則で定
- 一・許可な、 次に掲げるもの とす Ź
- び に連絡先許可事業者の住所又は事務所の 所在地並 の許可年

規定による許可

- 四 土砂埋立行為を行う期間 上砂埋立行為を行う期間 上砂埋立区域の所在及び面積

- 2 別記様式第十二号によるものとする。 一条第一項に規定する標識は、

第一 手届出書により行うものとする。は、別記様式第十三号による土砂埋立行為着二十八条条例第二十四条の規定による届出 (着手届)

- 第二十九条 | 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定は、次に掲げる方法により行うものとする。| | 別覧させる場所及び時間をあらかじめ定は、次に掲げる方法により行うものとする。| (関係書類の閲覧) めること。
- 2 条例第二十五条の規則で定める書類及び図面の写しは、条例の規定により知事に提出された書類及び図面の写しは、条例の規定により知事に提出された書類及び図面の写しは、条例の規定により知事に提出された書類及び図面のうち、第十九条第一項第一項に規定する個人情報の保護に関する書類及び図面以外のものの写しとする。 2

の数量及び土地の 報告に係る期間中の最大たい積時の次に掲げるものとする。 土砂

数量の累計 報告に係る期間までに搬入された土砂の

三 その他知事が必要と認める事項

少担では、別記策式度 111 定による届出は、別記策式度 111 十八条において準用する場合を含む。 図を添えるものとする。の一時たい積行為である場合を除き、 砂埋立行為完了(廃止) 二十一条 条例第二 (完了等の届出) い積行為である場合を除き、出来形土砂埋立行為が条例第十七条第二項 別記様式第十五号による土用する場合を含む。)の規 届出書により行うも (条例第

第三十二条 る。 | (地位の承継の届出) | (地位の承継の届出) | (地位の承継の届出)

2 る土砂埋立行為承継通知書により行うものと有する者への通知は、別記様式第十七号によ所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を所の第二十九条第二項の規定による土地の

(譲受けの許可の申請)

(譲受けの許可の申請)

(譲受けの許可の申請)

(譲受けの許可の申請)

3

五 譲受けの理由 三 土砂埋立区域の所在 の期間

該当する者の氏名又は名称及び住所並びに一 条例第三十一条第三項各号のいずれかに一 条例第三十一条第三項を号のいずれかに第三十四条 条例第三十一条第三項の規則で定

法人 違反の事実 にあ 2 ては その 代表者の氏名

その他知事が必要と認める事項

2 の他の知事が適当と認める方法により行うもり、中華に登載するほか、日刊新聞紙への掲載そ 条例第三十一条第三項の規定による公表は

# 区域の 定等)

第三十五条 て行うものとする。
て行うものとする。 する農林 (林水産事務所(当該土砂搬入禁止区域県庁及び当該土砂搬入禁止区域を管轄 条例第三 掲げる事項を県報に登載する 事業所)の掲示場に掲示しの事業所の担当区域内であ所(当該土砂搬入禁止区域 条第三 項の 規定によ

2 条例第三十三条第八項の規定による周知は、2 条例第三十三条第八項の規定による周知は、2 条例第三十三条第八項の規定による周知は、公衆の見やすい場所への掲示、印刷物の配布、公衆の見やすい場所への掲示の理由 土砂搬入禁止区域の指定の理由 一 土砂搬入禁止区域の指定の理由 一 土砂搬入禁止区域の指定の理由 一 土砂搬入禁止区域の指定の期間 2

第三十六条 条侧 (身分証明書) す証明書は、 2、別記様式第十九号のとおりとす。条例第三十三条第七項の身分を示

(土砂搬入禁止区域解除の公示) 第三十八条 条例第三十三条第三項の公示は、次に掲げる事項を県報に登載するほか、県庁及び掲げる事項を県報に登載するほか、県庁及び当該土砂搬入禁止区域を管轄する農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合には、当該事業所の担当区域解除の公示)

及び面積解除した土砂搬入禁止区域の所在 区域

四三二 土砂搬入禁止区域の解除の理由土砂搬入禁止区域の解除の年月日

解除 した土砂搬入禁止区域を示す図面

# (現場管理責任者の

使用される土砂の数量及び搬入元を確認し一 土砂埋立区域において、土砂埋立行為にめる職務は、次に掲げるものとする。 九条 条例第三十 る。規則で定

そのことについて記録すること 砂埋立行為を管理すること 土砂の崩落等の発生を防止するために土

所の事業所の担当区域内である場合には、当所の事業所の担当区域内である場合には、当然市町の区域を管轄する農林が、県庁及び当該市町の区域を管轄する農林が、県庁及び当該市町の区域を管轄する農林が、県庁及び当該市町の区域を管轄するほの場所と、次に掲げる事項を県報に登載するほの事業所の担当区域内である場合には、当の事業所の担当区域内である場合には、当の事業所の担当区域内である場合には、当の事業がある。 該事業所) の掲示場に掲示して行うものとす

条例の適用を除外する事項条例の適用を除外する中月日

(申請書等の提出部数)

(届出書等の提出部数)
(届出書等の提出部数)
(届出書等の提出部数)
(届出書等の提出部数)

別 表第一から別表第五までを削る。

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

改正後 改正前 別記様式第1号(第4条関係) 別記様式第1号(第4条関係) (表面) (表面) 土砂処理計画届出書 土砂処理計画届出書 (略) (略) 第5条第1項 第8条第1項 広島県土砂の適正処理に関する条例 第8条第1項 の規定により、次のと 広島県土砂の適正処理に関する条例 第11条第1項 の規定により、次のと おり届け出ます。 おり届け出ます。 (略) (略) (裏面) (略) (裏面) 注 (略) 注 (略) 様式第2号(第8条関係) 様式第2号(第8条関係) (表面) (表面) 一時たい積土砂処理計画届出書 一時たい積土砂処理計画届出書 (略) (略) 第6条第1項 第9条第1項 広島県土砂の適正処理に関する条例 第9条第1項 の規定により、次のと 広島県土砂の適正処理に関する条例 第12条第1項 の規定により、次のと おり届け出ます。 おり届け出ます。 (略) (略) (略) (略) (裏面) (裏面) 注 (略) 注 (略)

### 様式第3号(第12条関係)

### 処理計画変更届出書

(略)

第7条第1項 第7条第2項 第8条第2項

広島県土砂の適正処理に関する条例 <u>第9条第2項</u> の規定により、次のと おり届け出ます。

(略)

注 (略)

### 様式第4号(第14条関係)

土砂搬出完了(廃止)届出書

(略)

広島県土砂の適正処理に関する条例<u>第12条</u>の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

### 様式第3号(第12条関係)

### 処理計画変更届出書

(略)

第10条第1項 第10条第2項 第11条第2項

広島県土砂の適正処理に関する条例 <u>第12条第2項</u> の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

### 様式第4号(第14条関係)

土砂搬出完了(廃止)届出書

(略)

広島県土砂の適正処理に関する条例<u>第15条</u>の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第5号(第16条関係)

様式第6号(第18条関係)

様式第7号(第18条関係)

様式第8号(第21条関係)

様式第9号(第21条関係)

様式第10号(第25条関係)

様式第11号(第25条関係)

様式第12号(第27条関係)

様式第13号(第28条関係)

様式第14号(第30条関係)

様式第15号(第31条関係)

様式第16号(第32条関係)

様式第17号(第32条関係)

様式第18号(第33条関係)

様式第19号(第36条関係)

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

地方機関の長に対する事務委任規則の規定及び第三条の規定による改正後の広島県土砂 行為が完了されていないものの取扱いについては、第一条の規定による改正後の広島県 四項又は第二十六条第四項の規定に基づく公示がされた際現に当該許可に係る土砂埋立 であって、 条例(平成十六年広島県条例第一号)第十六条の規定による許可を受けた土砂埋立行為 令和七年広島県条例第三十一号)の規定による改正前の広島県土砂の適正処理に関する の適正処理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。 この規則の施行の際現に広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例( 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第十条第